

紛争地取材とジャーナリストの専門職倫理

——後藤健二の事例を中心として——

塚 本 晴 二 朗

はじめに

二〇一五（平成二七）年の過激派組織「イスラム国（IS）^①」による日本人人質殺害事件は、日本中に強い衝撃を与えた事件であった。しかし、ジャーナリストとして取材のためシリア入りした後藤健二の行動に対しては、さまざまな評価がなされた。その中には、所謂「自己責任論」という形で、その活動に対する否定的な評価もみられた。そもそもなぜ、これまで多くのジャーナリストが紛争地で拘束されたり、人質になったり、殺害されたりしてきたのに、危険を冒してまで取材をするのだろうか。本論はそうした紛争地取材を、ジャーナリストの専門職倫理という

観点から考察してみる。

一 事件の概要

まずは事件の経緯を時系列に辿ってみる。

後藤は、一九九六（平成八）年に映像通信社インデペンデント・プレスを設立し、ビデオ・ジャーナリストとして活動していた。同社の公式サイトによれば『戦争・紛争』『難民』『貧困』『エイズ』『子どもの教育』の5つの人道分野にフォーカスし、困難な環境の中で暮らす子ども達にカメラを向け、世界各地取材している⁽²⁾。二〇〇六年（平成一八）年には、「平均寿命が世界で最も短い国⁽³⁾」とされる紛争地シエラレオネの少年兵取材した『ダイヤモンドより平和がほしい』で、第五三回産経児童出版文化賞フジテレビ賞を受賞した。

後藤がシリアに入国したのは、二〇一四（平成二六）年一〇月二四日で、「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書⁽⁴⁾」で確認されている事実関係によれば、当時のシリアの状況は、二〇一一（平成二三）年四月二六日に外務省は既に、シリア全土への退避勧告を出しており、同省ホームページ等を通じて広く発信していた。また、シリアの日本大使館は、シリア国内の治安状況が悪化したことから、二〇一二（平成二四）年三月二一日をもって一時閉館し、ヨルダンの日本国大使館内の臨時事務所において、その業務を継続している、という状態だった。そのため外務省は後藤に対して、「9月下旬及び10月上旬には電話で、10月中旬には直接の対面により、同氏にシリアへの渡航を止めるよう働きかけを行っていた。しかしながら、その時点においては、同氏がシリアに再度渡航する意向が明確ではなかった⁽⁵⁾」こともあり、同氏に対してシリアへの渡航を思いとどまらせることはできなかった⁽⁵⁾。

後藤は、「報道を遮断する『イスラム国』に支配された市民の生活ぶりを明らかにすると共に、友人の湯川さんを助け出したい」としてシリアに入国したが、ISの取材に向かう前に撮影した動画では「これからラッカへ向かいます。『イスラム国』の拠点と言われますけども、非常に危険なので、何か起こっても私はシリアの人たちを恨みませんし、どうかこの内戦が早く終わってほしいと願っています」「何が起こっても責任は私自身にあります。どうか、日本の皆さんもシリアの人たちに何も責任を負わせなくてください。まあ、必ず生きて戻りますけどね」と言っている。しかし、その後連絡を絶ち、一月一日後藤の家族から後藤が行方不明であるとの連絡が入った。そして、後藤を拘束している旨のISからのメールに、一月三日になって後藤夫人が気づき開封し、外務省に相談した。一月二〇日ISから発出されたとみられる動画が確認された。これにより種々の対応がなされたが、二月一日、後藤とみられる人物が殺害される映像がネット上に配信された。⁷⁾二月七日には、シリア渡航を計画していたフリーカメラマンの杉本祐一が、「応じなければ逮捕もありうる」と告げられて、旅券法一九条一項二号に基づき、外務省に旅券の返納を命じられた。

二 紛争地取材に関する意見

後藤の紛争地取材に関して、『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の三紙に掲載された意見をみていくことにする。まずは政府の立場だが、シリアの入国に関して「一般の退避勧告とは別に、外務省はジャーナリスト向けに、『いかなる理由であつてもシリアに入国することは、不測の事態に巻き込まれる可能性が高く、非常に危険』として、取材を見合わせるよう求めて」¹⁰⁾おり、二〇一一年五月から外務省のジャーナリストに対する「シリアへの渡航見合わせ

を『強くお願いする』などとする『注意喚起』¹¹は一〇回に及んでいた。

後藤の行動に批判的な意見は、こうした政府の立場をふまえたものが中心であった。

国内メディアとしては、二月二日の『読売新聞』社説が「ジャーナリストの後藤さんは昨年10月、退避勧告が出たシリアにあえて入国した後、『何か起こっても責任は私自身にある』とのメッセージを残していた。『自己責任』に言及したものだ、結果的に、日本政府だけでなく、ヨルダン政府などの多くの関係者を巻き込み、本人一人の責任では済まない事態を招いたのは否定できない¹²」としている。

政府・与党の関係者では、岸田文雄外務相が「退避勧告が出ている周辺地域への渡航は厳に控えていただくよう、改めてお願い申し上げます¹³」と述べ、二階俊博自民党総務会長は「規制の是非について研究・検討する必要がある¹⁴」と渡航の強制的な制限に言及し、高村正彦自民党副総裁は「後藤さんが3度にわたる日本政府の警告にもかかわらずテロリスト支配地域に入ったことは、どんなに使命感があつたとしても、蛮勇というべきものであつた¹⁵」と批判している。

海外のジャーナリストでは、国際ニュース専門サイト、グローバル・ポストの設立者フィリップ・バルボニは「イスラム国との交渉は過去は可能であつても、いまは違う。支配地域に行くのは自殺を図るようなものだ¹⁶」とし、ロイター通信の記者デビッド・ロードも「遺憾だが、いまは記者はシリアに行くべきでない。シリアの人々の苦しみが世界から覆い隠されているのは悲劇だが、記者が危険を冒すべきだとは道徳上、言えない¹⁷」とする。

一方後藤の行動に肯定的な意見は、ほとんど「フリー・ジャーナリスト」といわれる人達のものである。まず、フリー・ジャーナリストの安田純平は「誰も報じなければ、現地の状況は伝わらない」「中東の現状は日本も支持した

戦争の結果。日本も無関係、無責任ではないことを伝えたい¹⁸」とし、独立系通信社ジャパンプレス代表の佐藤和孝は「いかにリスクを減らすか、現場に肉薄するか、そのせめぎ合いの中でジャーナリストは常に悩む。だが、現場に行かないという選択肢はない」「消防士や警察官が命がけで救助に当たると同じように、命がけで伝える¹⁹」とする。また、写真家の八尋伸は「現地に行かなければ分からないことがある。取材したい、伝えなければならぬことにアクセスする権利を規制してほしくない²⁰」とし、ジャーナリストの綿井健陽は「自粛や規制を広げるのではなく、情報や取材方法の共有、協力態勢を厚くすることが重要だ²¹」と指摘する。フォート・ジャーナリストの豊田直巳は「自粛すれば、『イスラム国』の実態は分からない。読者や視聴者は、この事態にどう対処していいのか分からなくなるばかりだ。そこに光を当てるのがジャーナリズムだ²²」とする。さらに、『ニューズウィーク』日本版元編集長竹田圭吾は「マスメディアであれフリーであれ、紛争の現場に直接自分の目と足で伝えるべきものがあると判断したのなら、ジャーナリストは行くべきだ。政府の退避勧告が出ているからとか、最悪の場合、国に迷惑がかかるからといった理由で自粛してしまつたら、メディアの自殺行為だ。ただ、それ相応の心構えと備えが必要だ。米国のメディアの一部は戦地取材の際、単なるコーディネーターや通訳だけではなく民間軍事会社と契約を結ぶなど膨大な予算をつける。日本の場合もボディーガードや安全装備を増やす必要がある。契約したフリーランスを派遣する場合、さらに待遇を手厚くすべきだ。フリーに対し、一方的にリスクを負わせている現状があるからだ。そうした準備を施し、現場に記者を送ることがメディアの『自己責任』だ²³」とする。フリー・ジャーナリストの土井敏邦は「政府の警告に従っているばかりでは『伝えられない事実を伝える』仕事はできません。悪の権化と伝えられる『イスラム国』。その支配下にある数百万の住民はどう生きているのか、支配者をどう見ているのか。それは今後の『イスラム国』の行方を知る

上で重要な鍵であり、将来の中東の政治地図を占う上で不可欠です。現在は危険で困難ですが、それを伝えられるのは現場へ行くジャーナリストです⁽²⁴⁾とする。

民間団体ジャーナリスト保護委員会事務局長のジョエル・サイモンは、ジャーナリストが拘束された事実が、ISの映像公開まで報じられないことが多いことについて「良い結果を生んでいると思えない。情報管理を彼らに委ね、宣伝に使われている⁽²⁵⁾」と述べている。

三 旅券返納問題に関する意見

杉本の旅券返納問題では、外務省の幹部はその理由として「ISが日本人を殺害すると明示的に言っており、そこが違う。今回はあくまでも例外的な措置だ。憲法22条は尊重しないとイケないが、止めないわけにもいかない⁽²⁶⁾」とし、菅義偉官房長官も「ISIL（過激派組織『イスラム国』の別称）が活動する地域は極めて危険な状況。日本人を対象に殺害を継続していくと宣言している。生命に直ちに危険が及ぶ可能性が極めて高い⁽²⁷⁾」と説明した。この問題に關しても、『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』の三紙に掲載された意見をみていくことにする。

返納命令に肯定的な意見のうち、政府に近い立場のものとしては、公共政策調査会研究室長の板橋功が「邦人保護の観点から今回の措置は妥当と考える。シリアはIS支配地域だけが危険なのではなく、過激な各種勢力が混在している。本人の意思で現地入りしたとしても、いずれかの組織に拘束されれば国は対応を迫られる。現地の大使館を閉めている状況で、邦人を守るために出国段階で措置をとるしかない⁽²⁸⁾」とし、元イラク公使の宮家邦彦立命館大学客員教授は「テロがグローバル化し、日本も聖域ではない。残念ながら、今後は国民の生命と財産を守る観点から、公共

の利益のために基本的人権を制限できるかという議論が必要になる。今回の旅券法適用も一例だ。場合によっては一般市民の通信傍受や手荷物・車両検査など、警備・安全上の措置も検討せざるを得ない。日本ではまだそうした議論が十分ではないが、各国ではテロの脅威に対応し、通信や検査などではある程度の権利制限を行っている。第二、第三の事件を防ぐためにも必要な措置を考へるときに来て²⁹いる」とする。

フリーのジャーナリストとしては、報道カメラマンの横田徹が「大手メディアが足を運ばない地域に入つて取材をすることにフリーの存在意義がある」が「今のイスラム国は危険度が増しており、行くべきでない。命令はやむを得ない³⁰」とする。

メディアとしては、『読売新聞』が二月一日の社説で「シリアは今、現地ガイドや仲介者が外国人の誘拐に頻繁に加担するような治安情勢にある。一民間人が自らの安全を確保できると考えていたら、認識が甘く、無謀だと言わざるを得ない。シリアでの取材経験が豊富な後藤健二さんが、イスラム国によって拘束、殺害された事実を、きちんと踏まえる必要がある。仮に日本人が再び拘束された場合、様々な要求が日本政府に突きつけられよう。事件対応に厩大な人員やコストを要するうえ、日本の外交政策が制約され、ヨルダンなど関係国にも悪影響が及ぶ。それは先の事件で明らかだ。イスラム国にとって、日本人人質の利用価値が高まっている。本人一人の『自己責任』では済まされない展開が想定されることを、きちんと自覚せねばなるまい³¹」と述べている。

これに対して、返納命令に批判的な意見には、後藤の行動に肯定的な意見と同様に、「フリー・ジャーナリスト」といわれる人達のものが多い。まず杉本本人は「足を踏み入れなければ、そこで暮らす人々の気持ちを理解できない。我々はみんな宇宙船地球号の一員。無知ではいけないはずだ³²」としている。安田は「政府が取材をしてはいけない場

所を自由に決められることになってしまふ。極めて問題だ」「政府が善しあしを判断して取材を制限していい問題ではない⁽³³⁾」と主張し、八尋は「何の目的でどこに行く人の旅券を没収するのか、基準があいまい。取材活動への締め付けを感じる⁽³⁴⁾」とした。また綿井は「外務省の対応は、憲法が保障する『渡航の自由』を侵害しており、民主主義国家としてありえない。さらに『逮捕する』という趣旨の発言をするなど強権的な手法を取って返納させていたのであれば、強く抗議したい。シリア⁽³⁵⁾』『IS』ではなく、杉本さんの入国を即危険と判断するのは一足飛びの議論だと思う。外務省は慎重な対応をすべきだった」と述べ、竹田も「政府がジャーナリストの渡航を制限するのは危険だ。『生命保護』という名目で報道の自由、知る権利が侵されたら、損失の方がはるかに大きい。権力にとって都合の悪い取材は規制できるという前例を作りかねない。ただ、危険を承知で行く以上、言論の自由をうたう側にも、『責任』が伴う。身の安全を確保するための備え、取材経験と現地での人脈、そして初めて伝えられる『事実』、すなわち『結果』が求められる。政府の意向やネット上の批判にとらわれる必要はないが、『自己責任』を貫いた上で現地に行くべきだ⁽³⁶⁾」とする。さらに佐藤は「前例ができたことで今後も様々な渡航が規制され、何も報道できなくなる可能性があるのではないか⁽³⁷⁾」と疑問を呈する。

批判的なものの中には、海外の政府関係者の意見もみられる。アメリカのジョン・ケリー国務長官は、一月二〇日に国務省が開いた報道関係者とジャーナリストの安全について話し合う会議で、「ジャーナリズムには危険が伴い、リスクを完全に取り除く方法はない。唯一の例外は沈黙を守ることだが、これは降伏だ。何が起きているか、世界に伝える必要がある。沈黙は独裁者や圧政者に力を与える⁽³⁸⁾」と述べた、と伝えられている。また、フランスでも外務省が「シリアやイラクといった紛争地について、渡航の自粛や退避を呼びかけており記者も例外ではないものの、当局

が渡航を禁じることまでではない。そもそも外務省には、パスポートの返納を命じたり、渡航を禁じたりする権限はない³⁹⁾として、伝えることを伝えている。

三紙に掲載された意見の中で唯一のジャーナリズム研究者といえる、専修大学教授の山田健太は「行くべきか、行くべきでないかは報道機関、ジャーナリストが自ら判断すべきだ。旅券返納命令は憲法が保障する移動の自由、報道の自由を侵害しかねない」「危険だからとの理由で渡航を強制的に止めてしまえば、戦争当事国からの一方的な情報しか流れない状態になる恐れもある⁴⁰⁾」としている。

メディアとしては、毎日新聞が二月一〇日の社説で「入国計画を把握した外務省などが当人に渡航中止を求めるのはやむを得ないことだ。残念なのはその手段である。過去に旅券の返納命令が出されていないというのは、その重大さの裏返しであろう。旅券がなければ所持者の海外渡航は事実上、不可能になる。いかに緊急性があつたとしても、憲法上の権利に対する強制的な制限を避けるべく、別の方法を最後まで追求してほしかった。外務省はこれまで海外の危険度に応じて渡航自粛の要請や退避勧告を行ってきた。与党内では今回のようなケースに対応するために、より実効性のある措置を求める意見が出ている。しかし、それでは『邦人保護』の名の下に政府が国民生活により広く介入することになり、間接的なメディア規制にもつながる。政府は抑制的に対応し、今回の措置を例外にとどめるべきだ⁴¹⁾」と主張する。

四 紛争地への渡航規制に関する意見

紛争地への渡航規制に関しては、五月二二日に発表された政府の『邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会検

証報告書』の中に「有識者からは、自由主義に基づく民主主義の不可欠の要素であるジャーナリストの渡航の自由を制限することは原則として行うべきではないが、邦人が拘束されるなどした結果、テロに屈しないという基本方針と人命尊重の原則との間で難しい判断を迫られる事態が生じるため、政府は、危険地域への渡航を企図する個人や企業に対し、注意喚起や渡航延期の要請に全力を尽くすとともに、拘束事案への政府による対応の限界も示し、渡航の是非の判断や対処能力の向上等の危険地域への渡航に伴う責任の自覚を促す必要がある^{④2}」という指摘があったため、この点に關しても、旅券返納問題と類似した意見が三紙に掲載された。

渡航規制に肯定的なものとしては、板橋が「今後、重要な課題となってくるのが、事件後、シリア北部への渡航を計画していた新潟市の男性フリーカメラマンに外務省が旅券（パスポート）の返納を命じたケースだ。……今回の人質事件がなければ、返納命令という政府の行為はやり過ぎととらえられたかもしれないが、あの状況での判断は妥当だったと思う^{④3}」とし、読売新聞も五月二三日の社説で「事件の未然防止のため、危険地域への無謀な渡航を制限する方法についても、検討が必要だ^{④4}」としている。

否定的とまではいえないが、規制に対して慎重な意見として、独協大学教授右崎正博は「渡航制限は必要最小限にするのが大原則」とした上で「制限を設ける場合、その地域や期間が妥当かどうか、刻々と変わる現地の状況をふまえ、客観的に判断できる第三者機関などを設置すべきだ^{④5}」とした。また、東京外国語大学教授青山弘之も「政府は、危険地域に邦人を渡航させないことに終始するのではなく、現地の情報をできるだけ把握し、発信する態勢作りに注力すべきだ^{④6}」としている。

渡航規制に否定的なものとして、佐藤は「多くのジャーナリストが戦場取材で命を落としているが、渡航を抑制す

る国は聞いたことがない。紛争地帯の実情が報道されないことで、援助が行き届かなくなってしまうこともある。国は渡航制限以外の方法で責任を果たすべきではないか⁽⁴⁷⁾とした。そして、朝日新聞は五月二三日の社説で「無謀な渡航はもちろん慎まなければならない。ただ、民間による報道や人道支援には意義がある。おしなべて規制する方向に進むべきではない⁽⁴⁸⁾」と主張した。

五 専門職としてのジャーナリスト

本論では、ジャーナリストを専門職と位置づけている。そもそも専門職 (Profession) とは、なんだろうか。「(1) 専門職は高度な体系的知識や理論をもち、それゆえにまた (2) 権威をもち、(3) 社会的な特権を認められてきた。同時に専門職は、(4) その権威や特権の代償ないし担保として自ら倫理綱領を定め、自らの行動を厳しく律してきたが、(5) そのことは専門職に特有の文化を生み出すことになる。ただし、(6) 専門職がその名称を誇ることができるのは、まさに彼らが社会的に重要なサービスを提供するからである⁽⁴⁹⁾」とされるものである。

ジャーナリストにあてはめれば、まず (1) の高度な体系的知識や理論ということでは、新聞学あるいはジャーナリズム・スタディーズといわれる学問領域が確立しており、大学や大学院での研究教育機関及び国内外の学会等も確立している。日本で大学教育としてのジャーナリズム教育が本格化するのには、第二次世界大戦後のGHQ (連合国軍総司令部) の占領期である。GHQは、日本の民主化のためにアメリカと同様な大学のスクール・オブ・ジャーナリズムでのジャーナリスト養成を強力に奨励した。そうした流れの中で、一九四六 (昭和二二) 年には、慶應義塾大学が新聞研究室を、早稲田大学が政経学部新聞学科を、そして一九四七年には、日本大学が法文学部に新聞学科をそれ

ぞれ開設する等、ジャーナリズムの高等教育機関が設置されだした。日本大学の新聞学科設立要旨は「平和国家として又、文化国家として更生する日本の現状及将来にとって、新聞の担う使命の重大さに鑑み、新聞に関する科学的研究と新聞人として活躍せんとする人材の育成を主眼とする」⁵⁰となつてゐる。これをみてもわかるように、この時期に開設された各大学のジャーナリズム教育機関は、専門職教育機関として開設されたのである。⁵¹

(2) の権威についていえば、かつて何かを専門的に解説するような人は、「〇〇評論家」とか「〇〇研究家」と名乗つていたものだが、昨今「〇〇ジャーナリスト」と名乗る人が非常に増えてきたことが象徴的である。ジャーナリストと名乗ることが権威づけになつてゐるわけである。マス・メディアに接触する時間が減る傾向にある今日においても、世の中の日々の出来事の真相を、多くの人々がジャーナリストを介して認識してゐる、という意識の表れである。このことはジャーナリストの不祥事が、一般人であれば報道されないような微罪であつても新聞等で報道されてゐる、という事実からも説明できるだろう。

(3) の社会的な特権に関しては、最高裁は「報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法二一条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なもの」⁵²としてゐる。そうした解釈を受けた憲法理論では「報道機関というものが、平等と自律を基本的な生活原理とする市民社会のうちに出発点を置きながら、同時に民主主義な統治構造の構成要素ともなつてゐるという事情の中に存在してゐるように見える。こうした報道機関の二重の社会的地位は、それに対応する二重の憲法的地位の、つまり、一般市民と平等の法的地位と、一般市民とは区別される特別の法的地位との、微妙な共存を要請せざるをえないと考えられる」⁵³といわれている。ジャーナリストには、憲

法に根拠づけられた社会的な特権が認められているのである。

(4) の倫理綱領は、今や各メディアに存在するが、その代表的なものは日本新聞協会の新聞倫理綱領である。日本新聞協会と新聞倫理綱領もGHQが奨励したものである。GHQのCIE(民間情報教育局)のインボデン新聞課長が「日本の新聞の倫理水準を高め、それを監視する有力な組織⁵⁴⁾」を作り、その組織の倫理綱領を制定するように指示したのである。その際ASNE(American Society of Newspaper Editorsアメリカ新聞編集者協会)の倫理綱領の「抜粋やその他の注意を箇条書きにしたメモ⁵⁵⁾」等が渡され、それを「有力各社の主筆および編集局長からなる小委員会が慎重に逐条審議し、意見がまとまった部分を英訳して新聞課へ持参、するとここかしこを修正して返される。これをまた日本語に訳して小委員会で検討する。このようなことを何回もくりかえして⁵⁶⁾」一九四六年に制定されたものである。大学のジャーナリズム教育機関と同様に、新聞倫理綱領は、GHQの方針に沿って、日本のジャーナリストが専門職業人たり得るために制定されたものなのである。

(5) の専門職に特有の文化とは、法曹を象徴するものとして古代ローマの正義の女神ユスティティアが秤と剣を持った姿で描かれたように、その専門職独自の価値観のようなものがある。ジャーナリズムには「ペンは剣よりも強し」という象徴的な言葉があるように、言論の自由を重んじ、権力や暴力に屈しない、という精神はジャーナリズムの文化といえるだろう。また、「ギョーカイ」とカタカナで書くと、マス・メディアに関係した職業を意味するのも、特有の文化の存在が意識されている象徴といえるだろう。

(6) の専門職が提供する社会的に重要なサービスとは、例えば(3)の特権の説明と同様の、国民の知る権利への奉仕である。インターネット等の発達により、自分の欲しい情報が必要な時に手に入るようになったが、それはあく

まで自分が入手しようと思う情報であつて、何の関心も動機づけもない情報を入手しようとはしない。しかし、世の中には関心や動機づけがなくても、知る必要がある情報もある。今何が起きていて、何について知るべきかを、すべて個人が判断して情報収集するのは不可能である。ジャーナリストが行うサービスは、我々が日々何について知る必要があるのかを認識させるという、社会的に極めて重要なサービスなのである。ジャーナリストはまさに専門職業人なのである。

六 ジャーナリストの倫理的行為規範

ジャーナリストが専門職業人であるということは、それに相応しい倫理的な行為が求められる、ということになる。それでは、ジャーナリストの倫理的な行為とはなんだろうか。

トーマス・W・クーパーは、コミュニケーションの倫理に関わる比較研究の困難さを認めながらも、国際的な宣言やコミュニケーション法等の明文化されたようなものは、調査可能とし、⁽⁵⁷⁾中でもメディアの倫理綱領は比較研究の最も有効な手段である、と考えた。⁽⁵⁸⁾その結果、真実・責任・表現の自由という三つの概念が、解釈や文脈上の問題があるものの、多くの倫理綱領に共通した原理であり得る、とした。⁽⁵⁹⁾

ヨーロッパの三〇カ国の三一のメディア倫理綱領の内容を比較した研究では、「情報の真実、誠実、正確」と「誤報の訂正」は、九〇%の二八の倫理綱領に規定されており、最も多くの綱領に共通する項目であることが、見出されている。⁽⁶⁰⁾

ジョン・C・メリルは、真実とは何かという問題があることを指摘しつつも、真実を追究することは、ジャーナリ

ズムにとっての、基本的な倫理的教義であり、義務倫理学に属するものとしている。⁽⁶¹⁾

エドモンド・B・ランベスは、真実という言葉は、ジャーナリストが明確に理解し尊重しなければならない多くの重要性を持つ、とする。そして、ASNE原則声明の「ニュースの内容が正確で、偏見なく、事実に沿ったものである」ということと、いかなる観点も公正に記述されるということを保証するためにあらゆる努力がなされなければならない」という規定の中の、特に「あらゆる努力」に注目する。つまり真実のために最善を尽くそうという姿勢を、ジャーナリストはとるべきと考える。⁽⁶²⁾

クリフォード・G・クリスチャンズは、言語が社会を構成する主要な手段であるから、真実是最優先されなければならないもので、そうでなければ人間の存在は不可能である、とする。それゆえ、真実を述べることは、生命の神聖不可侵というクリスチャンズ倫理学の根本原理に伴う、基本的な原理の一つなのである。真実を述べるということは、メディアには選択の余地がない、自らの義務として全うしなければならない規範なのである、とクリスチャンズは考⁽⁶³⁾える。

ジャーナリズムという活動が、ニュースを伝える活動である限り、真実を伝えるということは大原則なのである。このように、真実を伝えるということは、ジャーナリズムの倫理として、世界共通のものといつていいだろう。まさに普遍的な規範といえる。

では真実を伝えるということは、どういうことを意味するのだろうか。

ニュースとなるような日々の出来事の中には、多くの事実が含まれている。しかし、その出来事に含まれる事実をすべてニュースとして、伝えるのは不可能である。つまり、真実を伝えるということは、そうした事実の中から

ニュースとして伝えるべき本質的なものを選び出し、それを伝えることといえるだろう。

しかし、事実の中から本質的なものを選び出すということは、真実を伝えるということが、何を本質と考えるかという価値判断を伴うものである、ということの意味する。そうであるとすれば、真実を伝えることがジャーナリズムの普遍的な行為規範だとしても、ジャーナリストの独りよがりの勝手な価値判断による真実では、多くの受け手からは受け入れられないだろう。では逆に、ジャーナリストが伝えるニュースが、真実として多くの受け手から受け入れられるということは、何を意味するのだろうか。それは、ジャーナリストの価値判断を信頼しているということではないだろうか。もしジャーナリストの価値判断を信頼していなかったら、その受け手は、伝えられたニュースを真実かどうか疑うだろうし、そんな疑わしい情報のために、新聞を読んだりテレビを観たりしないだろう。「真実」と「信頼」は表裏一体なのである。

もしジャーナリストの伝達しているニュースが、信頼されていなかったら、どうなるだろうか。そのニュースは、無意味なものといってもいいのではないだろうか。同様に、もし報道機関が、信頼されなくなったらどうなるだろうか。おそらくその報道機関は、存在することさえできないだろう。ジャーナリストにとって、何よりも重要なことは、受け手からの信頼である、といえるのではないだろうか。社会においてジャーナリズムと呼ばれる活動をしていくためには、その担い手たるジャーナリストは、受け手としての社会の成員からの信頼を獲得する必要がある。そうでなければジャーナリストの活動は、無意味なものとなる。そもそも信頼されていないものをジャーナリズムとはいわない、といってしまってもいいだろう。ジャーナリストの行為規範として、信頼を得ることをあげることができるだろう。

ジャーナリストが、誰からも信頼され、真実を伝えるということを行為規範とする、としたが、それは一体何のためだろうか。

ランベスは、プレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス (A Free and Responsible Press)』を「二〇世紀のメディアに関する最も重要な声明」⁽⁶⁵⁾として高く評価する。そしてこのプレスの自由委員会の「社会的責任論」の中心をなすものとして、「ステイワードシップ」という概念を用いる。ジャーナリストは、その職業の性格上、世の中の正義のあり方がどのようなものであるかを監視するのに、他の社会の成員以上の立場に位置する。それゆえジャーナリストは、表現の自由のためのステイワードとしての責任を持つ、とランベスは考えるのである。⁽⁶⁶⁾

同様にプレスの自由委員会の「社会的責任論」を重要視するクリスチャンズは、倫理的なジャーナリズムは「古典的リベリズムの消極的自由と対照的に、規範的なコミュニティは社会変容のために市民をエンパワーする」⁽⁶⁷⁾ものとして位置づける。

プレスの自由委員会は、『自由で責任あるプレス』において、「人々に対するプレスの重要性は、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展によって、著しく増加した。同時に、マス・コミュニケーションの手段としてのプレスの発展は、プレスを通じて自らの意見や考えを表現することができる人々の割合を、著しく減少させた」⁽⁶⁸⁾という当時のアメリカの状況を、プレスの自由の危機と捉えた。

そのような危機に対応すべきジャーナリストが、ランベスの考える、ステイワードとしてのジャーナリストであり、クリスチャンズの考えるエンパワーするジャーナリストである。両者は「著しく減少」した「自らの意見や考えを表現する事ができる人々」に「マス・コミュニケーションの手段」を付与することを責務としている、といえるだろう。

つまり、ジャーナリストを、社会の成員の自由にコミュニケートする権利の受託者として捉えているのである。

このような考え方は、古典的なマス・コミュニケーション理論とも通じるものである。

例えばハロルド・D・ラスウェルは、マス・コミュニケーションには「コミュニティとコミュニティの構成要素の、価値の位置づけに影響を及ぼす、脅威や機会を明らかにする」⁶⁹環境監視機能があることを指摘した。社会においてどのような現象が生じているかを知らせ、それに対応するように対応すべきか、あるいは、どのような意見を持つべきか、そうしたことを促す機能である。今日においてそのような機能を担う活動は、ニュース報道という形になることが多い。「社会が順調に機能し、存続していくためには、内外の変化に対応し、さらにはそうした変化をコントロールする必要がある。したがって、環境監視というコミュニケーションの機能は、社会にとっては不可欠なものである。現代社会では、一般の人々はこうした環境監視機能の大部分を、ジャーナリストやジャーナリズム組織に依存している」⁷⁰。社会の成員が、自らの意見を形成し、自らの権利を行使し、自らの「声」持つようになるためには、目下のところマス・メディアによる「環境監視」は不可欠である。受託者としてのジャーナリストには、「環境監視」だけに留まらず、自らの「声」を社会全体に伝えられない社会の成員の「声」を、代理人として伝える役目もある。これらの役割が、ランベスのいうステイワードシップである。しかし、肝心の「声」がなければ、代理人を務めようがない。個々の社会の成員が、自らの「声」を持つようにすること、それがクリスチャンズのいう「エンパワーメント」である。

つまり、ジャーナリストが、誰からも信頼され、真実を伝えるということを行為規範とするのは、他の社会の成員の「受託者」たるため、ということができらるだろう。

では受託者としてのジャーナリストは、具体的にどのようなことを行うべきなのだろうか。

ジェローム・A・バロンは、言論、表現の自由がすべての人に保障されるためには、メディア・アクセスの権利が憲法的に保障される必要があると考えた。その問題意識とは、次のようなものであった。

……思想の自由な交易は存在していない。大衆社会における思想は、テレビ、ラジオおよびプレスというマス・コミュニケーション・メディアで伝達されている。それらに出るのを認められると、評判と公衆の反響が保証される。出るのを認められないと、世に知られず、明らかに欲求不満がもたらされる。

われわれは、論争と議論を妨げるものは、州が評判の悪い論争や刺激的な議論に加えることがあるような刑罰だけである、と考えている。しかしながら、表現の自由に関するわれわれの法は、表現の自由の機会を保障するためにはほとんど何も行なってこなかった。

思想に関する伝統的なりべラルの立場は、本質的にはダーウィン主義である。思想は死闘の生活を送り、最適な思想が生き残る。この闘争において、絶えざる脅威は政府であることが分かった。私的権力が、勝者を前もって決定するほど思想の闘争をコントロールするかもしれないとは考えられもしなかった。しかし、私的検閲は、最悪の政府の検閲官と同様に徹底的かつ峻厳に思想を抑圧するのにますます役立つようになってきている。⁽¹⁾

バロンは、メディア・アクセス権を憲法的に保障された権利と考えたのであって、ジャーナリストに受託者の役割を期待したわけではない。しかし、権力としてのマス・メディアを、個々の社会の成員が手段として使用できない限

り、その言論の自由は存在しないのと同様である、という考え方が根底にあることでランベスと共通する。バロンは、マス・メディアを個々の社会の成員のものとするための方法として、メディア・アクセス権という憲法的な権利を提唱した。これに対してランベスは、倫理的に行動するジャーナリストが、ステイワードとしての責務を果たすこと、すなわち多種多様な意見等を取り上げて、実質的に個々の社会の成員がメディアにアクセスできているのと同じ状況にすることによつて、その言論の自由を担保しようと考えた。両者の差は、法的に強制するか、ジャーナリストの倫理観に委ねるかの違いである。

マス・メディアは、第四の権力とか私的権力という言い方をされることがあるが、「権力」といわれるほどその影響力が大きいことが、悪なものではない。社会の成員の「声」の検閲官となってしまうから、問題なのである。バロンの理論は正しいが、ジャーナリストの行動に、法的な介入の余地が広がるわけで、慎重に考慮すべき点は少なくない。時間や紙幅の限界といった物理的な問題も伴う。必ずしも実現が容易ではない。この問題は、簡単に解決する問題ではないが、法的な問題として扱うことの危険性を考えれば、遠回りにみえても、ランベスのように倫理の問題として扱うべきだろう。

さらに受託者としてのジャーナリストは、社会の成員のメディア・アクセスを支援するだけでは、その責務は果たせない。なぜならば、意見や考えは正しい情報がなければ、形成することはできないからである。そこで受託者としてのジャーナリストは、社会の成員のメディア・アクセスを支援するとともに、情報アクセスをも支援しなければならない。

日本において社会の成員の情報へのアクセス権、すなわち知る権利の憲法上の根拠は、憲法前文・一条（国民主

権）・一三条（個人の尊重・幸福追求権）・二一条（表現の自由）・二五条（生存権）・二六条（教育を受ける権利）とされている。しかし知る権利とは、必要な情報にアクセスすることを要求する権利である。換言すれば、自分が知りたい情報を所有している官庁等に向かって、その情報の開示を請求する権利である。憲法上の根拠をみればわかる通り、我々が社会生活を送っていく上で必要な情報とは、多岐にわたっている。このような多岐にわたる情報のすべてを法的な請求権の保障のみで、情報アクセスの支援が事足りると考えるのは、非現実的である。請求権を保障しただけは、どこに自分にとって必要な情報があるのか、あるいはどのような情報を知るべきなのか、個々の社会の成員に判断を任せる、ということになってしまう。今現在どのような情報が存在していて、そのうちのどのような内容のものを知るべきか、自分で判断できる人が多数派であるとは思えない。

何について知るべきなのか自体を、我々はジャーナリストを通じて知るのである。個々の社会の成員の情報アクセスを支援するには、法的な請求権保障だけでは間に合わないのである。倫理的に行動するジャーナリストが、受託者としての責務を果たすことによって、知る権利を担保しなければ、知る権利は単なるお題目に過ぎないのである。

つまり、受託者としてのジャーナリストが、具体的に言うべきことは、メディア・アクセスと情報アクセスという、社会の成員の二つの「アクセス」を支援することなのである。

七 多元的視点と新世界情報・コミュニケーション秩序の理念

ジャーナリストとは、社会の成員の自由にコミュニケーションする権利の受託者として、メディア・アクセスと情報アクセスを支援するために、真実を伝える、信頼されるべき存在である、ということを明らかにした。既述のように、

真実を伝えるということは、事実の中からその本質を見つけ出し、それを伝えるという価値観が伴うものであると考える。もしジャーナリストが偏った価値観によってジャーナリズムという活動を行えば、社会の成員からは、真実を伝えているとはみなされまいだろうし、信頼も得られまいだろう。それは、受託者たることも、アクセスの支援も、できないことを意味するだろう。つまり、偏りのない多元的な価値判断ができなければ、社会の成員のコミュニケーションする権利の受託者たりえないし、アクセスの支援もできないのである。多元的視点を持たないジャーナリストを、社会の成員は信頼しないだろうし、真実を伝えているとは認めまいだろう、ということである。

後藤が危険を冒してまで取材に行こうとしたのは、シリアのIS支配地域のニュースが必要と考えたからである。しかし、ISのニュースが、日本に全く報道されなかったわけではない。日本に報道されているISのニュースに、足りないものがある、と考えたから後藤はシリアへ取材に行ったはずである。後藤の行動が倫理的に肯定されるか否かを考えることは、日本におけるIS報道に足りないものは何か、を考えるのと同じことである。そのためにどうしても認識しておく必要があるのが、「新世界情報・コミュニケーション秩序 (New World Information and Communication Order)」に関する議論である。

一九四八(昭和二三)年の国連総会で採択された、世界人権宣言の一九条には「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えるか否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む⁽⁷²⁾」と規定されている。つまり世界中の誰もが、自由で平等に情報をやり取りできる、と規定されているのである。しかし、実際の国際的な情報の収集伝達は、欧米先進国の大手国際通信社の独占状態であった。そうした中であって、一九七〇年代に入り発展途

上国を中心に提唱され出すのが、新世界情報・コミュニケーション秩序という考え方である。この考え方を明文化したものとして、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が一九七八年に採択した所謂「マス・メディア宣言」の六条があげられる。そこには「公正で永続的な平和のための制度と、発展途上国の経済的、政治的独立に資する情報の流れの、新しい均衡とより大きな互恵主義を確立するために、発展途上国への、または発展途上国からの、さらには発展途上国間の、情報の流れの不均衡を是正することが必要である。この目的のために、発展途上国のマス・メディアが、力を得て発展するようにし、そして発展途上国間でも先進国のマス・メディアとも協力し合えるようにする、状態と資源を有するべきであることが肝要である」と規定されている。⁽⁷³⁾新世界情報・コミュニケーション秩序が提唱された背景としては次のようなものがあげられる。

(1) 先進国と発展途上国との間では、情報・コミュニケーション媒体や能力の分布に大きな不均衡が存在し、その格差は年とともに拡大する一方であり、これは帝国主義的植民地支配の歴史的遺産である。この不均衡が是正される必要がある。

(2) 国際的な情報の収集・伝達は先進国側のごく少数の巨大な国際通信社に独占されており、それ以外の世界の国民は、国際通信社の眼を通じて相手を見、自分自身を見せるよう強いられている。この状況も是正されるべきである（巨大な国際通信社として槍玉にあげられたのは、AP、UPI（以上アメリカ）、ロイター（イギリス）、AFP（フランス）、タス（ソ連）の五社で、ただし、非同盟側の人でも、五大通信社という人と、タスを除外して四大通信社という人がいるのは興味深い）。

(3) 国際的な情報の流通において、発展途上国が世界の平和や経済協力、自国の経済的社会的発展のために注いでいる努力の報道は、過少で、偏見があり、かつ歪曲されて伝達されてきた。このような不公正は是正される必要がある。

(4) 国際的な情報の均衡のとれた流通をはかるためには、各国の国家的、文化的独自性(アイデンティティ)を相互に十分に確認し尊重することが必要である。

(5) 各国の情報メディアの開発は、それらの国の政治的・経済的・文化的独立の中核である。したがってマス・コミュニケーションのインフラストラクチュア(基盤)の整備育成のため、各国はそれぞれ協力する必要がある。⁷⁴

先進国と発展途上国との経済的、政治的、文化的格差を是正するためには、先進国の目からみた情報だけではなく、発展途上国の視点も必要である、という考え方である。そしてその阻害要因として、AP、ロイター、AFPといった大手の国際通信社による世界の情報の流れの独占をあげているのである。

例えば、紛争地の報道であれば、欧米先進国がその紛争をどうみているかばかりでは、多角的な視点からの報道とはいえない。その紛争の当事者や現地の人々はどう思っているのか、という視点も必要だということである。このような新世界情報・コミュニケーション秩序という考え方は、ニュースを多角的な視点で捉えるべき、というジャーナリズム観と繋がっているといっているいいだろう。ジャーナリストは、多角的な視点で報道をするべき、という考え方が国際的に議論され、明文化されているのである。

しかし、新世界情報・コミュニケーション秩序の議論が起こった後も、世界的な大手通信社が報道を独占する状況

は、大きく変わりはしなかった。現在もA P、ロイター、A F Pの三大通信社が確固たる地位を維持している。⁽⁷⁵⁾ もちろん、だからといって大手通信社が意識的に偏向報道をしている、というわけではない。そこに所属している一人ひとりのジャーナリストも、専門職業人としての高い意識を持っているだろう。むしろ長い間、国際報道を担ってきた「老舗」であるから、自国の利益に関係なく、真実を伝えようと努めてはいるだろう。

しかしながら、既述の通り真実を報道するということが自体が価値判断を伴う活動である。その上、A F Pに至ってはフランス政府から補助金をもらっている「半国営」の通信社である。⁽⁷⁶⁾ 多かれ少なかれ、自国や所属組織の視点という束縛から完全に逃れることはできないだろう。ごく少数の巨大通信社が、国際情報の収集伝達を独占してきたことへの批判こそが、歴史的にそれを証明しているといえるだろう。それゆえに、現地の声を直接世界に伝えようとする、所属組織からの影響が少ないフリー・ジャーナリスト達の報道は、貴重なのである。紛争が起きているような地域には、当然のことながら価値観の対立が存在しているはずである。現に後藤が取材しようとしたシリアでは、アメリカ、ロシア、トルコ、サウジアラビア、イラン、シリア体制派、反体制派等のさまざまな立場が存在する。

そうした地域でジャーナリストとして活動するためには、すなわち社会の成員の自由にコミュニケーションする権利の受託者として、メディア・アクセスと情報アクセスを支援するために、真実を伝える、信頼されるべき存在であるために、多元的な視点が必要なのである。国益や価値観というものが交錯する国際報道においては、フリー・ジャーナリストは多元的視点からの報道のために必要な存在なのである。

おわりに

「後藤さんを取材したのは、日本ユニセフ（国連児童基金）協会から紹介されたことがきっかけだ。シリアでは、外務省が日本大使館をヨルダンの首都アンマンに退避させるほど危険な内戦が続く。大手メディアが入らないシリアの激戦地アレppoで、支援を待つ市民や子どもたちを紹介する後藤さんの報道を、ユニセフは人道・教育支援に貢献するものと高く評価していた⁷⁷」という記事が毎日新聞に掲載されていた。報道がなければ、人道的な支援さえ届かないところがあるのだ。

後藤の行動は、結果として本人や家族ばかりではなく、日本政府やヨルダン政府にも迷惑をかけるものであったかもしれない。しかし後藤は、専門職業人としてのジャーナリストとして、シリアへ赴いたのである。ジャーナリストとは、社会の成員の自由にコミュニケーションする権利の受託者として、メディア・アクセスと情報アクセスを支援するために、多角的な視点から報道し、真実を伝える、信頼されるべき存在である、ということを明らかにした。特に国際報道の場合、AP、ロイター、AFPといった大手国際通信社に報道を独占されており、フリー・ジャーナリストの報道は、受け手にとっても欠かせないものである。そうした事を考えたとき、後藤の行動は少なくとも「蛮勇」等という言葉で非難されるべきではない。危険な紛争地域には、本来誰も立ち入らない方が望ましいだろうが、だからといって、その地域の情報が全くいらない、という話にはならない。ジャーナリストが専門職である限り、世界にとつて必要なニュースを取材し報道しようとする行為は倫理的なはずである。

註

- (1) 本論では以降「IS」と表記するが、引用文に関しては、その文の表記に従う。
- (2) インデペンデント・プレス公式サイト <http://ipgoto.com/about> 二〇一五（平成二七）年八月二八日アクセス。
- (3) 後藤健二（二〇〇五）『ダイヤモンドより平和がほしい 子ども兵士・ムリアの告白』（汐文社）四頁。
- (4) 邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会（二〇一五）『邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会検証報告』（首相官邸ホームページ）一頁
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syria_h27/pdf/kensho.pdf#search=%E3%82%A4%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%83%A0%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E8%B3%AA%E4%BA%8B%E4%BB%B6%E6%A4%9C%E8%A8%BC%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8 二〇一五（平成二七）年八月二八日アクセス。
- (5) 同報告書 四頁。
- (6) 『朝日新聞』二〇一五年一月二二日夕刊。
- (7) 前掲報告書 四四頁。
- (8) 『朝日新聞』二〇一五年二月九日夕刊。
- (9) 旅券法一九条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。
 - 二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第一三条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合
（参考）旅券法二三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。
 - 七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 2 外務大臣は、前項第七号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務大臣と協議しなければならない。

- (10) 『読売新聞』二〇一五年一月二五日。
- (11) 『朝日新聞』二〇一五年二月三日。
- (12) 『読売新聞』二〇一五年二月二日。
- (13) 同紙。
- (14) 同紙。
- (15) 『朝日新聞』二〇一五年二月四日夕刊。
- (16) 『読売新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (17) 同紙。
- (18) 『朝日新聞』二〇一五年二月三日。
- (19) 同紙。
- (20) 同紙。
- (21) 同紙。
- (22) 同紙。
- (23) 同紙。
- (24) 『朝日新聞』二〇一五年二月一日。
- (25) 『読売新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (26) 『毎日新聞』二〇一五年二月九日夕刊。
- (27) 『朝日新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (28) 『毎日新聞』二〇一五年二月九日夕刊。
- (29) 『朝日新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (30) 『読売新聞』二〇一五年二月一〇日。

- (31) 『読売新聞』二〇一五年二月一日。
- (32) 『朝日新聞』二〇一五年二月八日。
- (33) 同紙。
- (34) 同紙。
- (35) 『毎日新聞』二〇一五年二月九日夕刊。
- (36) 『朝日新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (37) 『読売新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (38) 『朝日新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (39) 同紙。
- (40) 『毎日新聞』二〇一五年二月一〇日。
- (41) 同紙。
- (42) 前掲報告書 四〇頁。
- (43) 『読売新聞』二〇一五年五月二二日。
- (44) 『読売新聞』二〇一五年五月二三日。
- (45) 『読売新聞』二〇一五年五月二三日。
- (46) 同紙。
- (47) 同紙。
- (48) 『朝日新聞』二〇一五年五月二三日
- (49) 新田孝彦(二〇一三)「第三部 専門職倫理序論」『専門職倫理の統合的把握と再構築 研究成果報告書』(平成21年度)24年度 科学研究費補助金 基盤研究(B)(一般) 研究課題番号21320001研究代表 新田孝彦) 一二頁。
- (50) 日本大学法学部新聞学研究室編(一九五八)『日本大学新聞学科十年史』日本大学法学部新聞学科 三頁。

- (51) 拙著 (二〇一〇) 『ジャーナリズム倫理学試論―ジャーナリストの行為規範の研究―』南窓社 一〇四頁―一〇八頁。
- (52) 最小一決昭五三・五・三一 刑集三二卷三二四四七頁。
- (53) 浜田純一 (一九九〇) 『メディアの法理』日本評論社 七〇頁。
- (54) 日本新聞協会 (一九六六) 『日本新聞協会20年史』 九〇頁。
- (55) 日本新聞協会 (一九五六) 『日本新聞協会10年史』 五六四頁。
- (56) 同書。
- (57) Cooper, Thomas W. (1989) “Global Universals: In Search of Common Ground.” In Cooper, Thomas W., Christians, Clifford G., Plude, Frances Forde, & White, Robert A. (eds.), *Communication Ethics and Global Change*. New York: Longman. pp.22-26.
- (58) Ibid., pp.30-31.
- (59) Ibid., pp.31-37.
- (60) Laitila, Tiina (1995) “Codes of Ethics in Europe.” In Nordenstreng, Kaarle (ed.), *Reports on Media Ethics in Europe*. University of Tampere. pp44-46.
- (61) Merrill, John C. (1997) *Journalism Ethics: Philosophical Foundations for News Media*. New York: St. Martin's Press. pp.174-177.
- (62) Lambeth, Edmund B. (1992) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession, 2nd ed.* Bloomington: Indiana University Press. pp.24-27.
- (63) Christians, Clifford G. (1997) “The Ethics of Being in a Communication Context.” In Christians, Clifford. & Traber, Michael (eds.), *Communication Ethics and Universal Values*. Thousand Oaks: Sage Pub. pp.13-14.
- (64) プレスの自由委員会については米国プレス自由委員会 渡辺武達訳 (二〇〇八) 『自由で責任あるメディア』論創社前掲拙著参照。

- (65) Lambeth, Edmund B. (1992) *op. cit.*, p.8.
- (66) *Ibid.*, p. 32.
- (67) Christians, Clifford G., Ferre, John P., & Fackler, P. Mark (1993) *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press. p.91.
- (68) Commission on Freedom of the Press (1947) *A Free and Responsible Press*. Chicago: University of Chicago Press. p. 1.
- (69) Lasswell, Harold, D. (1960) "The Structure and Function of Communication in Society," In Schramm, Wilbur (ed.), *Mass Communications*. Urbana: University of Illinois Press. p.130.
- (70) 大石裕、岩田温、藤田真文 (二〇〇〇) 『現代ニュース論』有斐閣 二二六頁。
- (71) Barron, Jerome A. (1973=1978) *Freedom of The Press for Whom? The Right of Access Mass Media*. Bloomington: Indiana University Press. p.321. (清水英夫、堀部政男、奥田剣志郎、島崎文彰 『アクセス権 誰のための言論の自由か』日本評論社 二七六頁)。
- (72) 訳は伊藤正巳、清水英夫編 (一九六六) 『マスコミ法令要覧』現代ジャーナリズム出版会 二二五頁。
- (73) 「平和及び国際理解の強化、人権の促進並びに人権差別主義、アパルトヘイト及び戦争の扇動への対抗に関するマスメディアの貢献についての基本的原則に関する宣言(マス・メディア宣言)」 http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13176&URL_DO=DO_PRINTPAGE&URL_SECTION=201.html (文科省ホームページ) 二〇一六(平成二八)年五月二二日アクセス。
- (74) 内川芳美 (一九八九) 『マス・メディア法政策史研究』有斐閣 四八九頁〜四九〇頁。
- (75) 武田徹、藤田真文、山田健太監修 (二〇一四) 『現代ジャーナリズム事典』三省堂 一九九頁〜二〇〇頁、藤竹暁 (二〇二二) 『図説 日本のメディア』NHK出版 五一頁〜五二頁参照。
- (76) 通信社の業態はAPが含まれる「組合主義通信社モデル」、ライターが含まれる「商業主義通信社モデル」、AFPが含まれる「国営・半国営通信社モデル」の三つに分類できる。前掲『現代ジャーナリズム事典』三省堂 二〇〇頁参照。

(77) 『毎日新聞』二〇一五年二月一七日。

*本論は「科学研究費助成事業（学術助成基金助成金）挑戦的萌芽研究 平成二七年度～平成二九年度『偏向報道・極化』問題における実証的研究と倫理学的研究の統合的把握」の成果の一部である。